

国家検定

# 技能検定

③級

## ブロック建築

(コンクリートブロック工事作業)

のご案内

### 技能検定とは…

技能検定とは、働く人の技能を一定の基準によって検定し、国として技能の程度を公証する制度です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

現在136職種で実施され、昭和34年の開始以来、合格者は平成19年度までに370万人を超え、確かな技能の証として各職場において高く評価されています。

## ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)に3級が新設

ブロック建築職種（コンクリートブロック工事作業）は、昭和38年に1級・2級の試験がスタートし、これまでに約42,000の方が受検、約17,000の方が合格され技能士として活躍しています。

今回、新たにこの職種（作業）に3級が追加されました。

主な対象者は、これから仕事に就こうとしている方、仕事に就いて日の浅い技能者です。

工業高校等の専門高校や職業能力開発施設に在籍している方であれば、1年生から受検できるようになりました。ぜひこの機会にチャレンジし、能力を発揮してください。

## 合格のメリット

- 合格すると都道府県知事名の合格証書がもらえます！
- “技能士”と称することができます！
- 3級技能士章がもらえます！
- 国家資格のため、学生の方は就職活動に有利です！
- 3級に合格すると、実務経験なしで2級を受検できます！（3級に合格していない場合は2年の実務経験が必要）



## 求められる技能の内容

コンクリートブロック工事に必要な技能

## 受検資格

- ※ 高等学校、短期大学、高等専門学校、大学においてこの職種に関する学科に在籍している方または卒業された方（例：建築科）
- ※ この職種に関する職業訓練課程（一定の訓練課程に限る。）に在籍している方または修了された方
- ※ この職種に関し半年以上の実務の経験を有する方

## 実施日程

実施公示	3月上旬
受検申請受付	4月上旬～4月中旬
実技試験問題公表	6月上旬
実技試験	6月中旬～8月中旬までの期間において実施都道府県が指定する日 (詳しくは受検希望の都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。)
学科試験	7月下旬
合格発表日	8月下旬

# 学科試験の範囲

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p><b>学 科 試 験</b>  <b>1 建築構造</b>  補強コンクリートブロック造の構造</p> <p>補強コンクリートブロック造以外の建設構造の種類及び特徴</p> <p>構造力学の基礎理論</p>	<p>1 補強コンクリートブロック造に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。  (1) 種別及び規模 (2) 基礎 (3) 耐力壁  (4) 非耐力壁 (5) まぐさ (6) がりょう  (7) 床及び屋根 (8) 階段</p> <p>2 コンクリートブロック帳壁構造に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。  (1) 規模 (2) 壁体 (3) 帳壁の緊結</p> <p>3 コンクリートブロック塀に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。  (1) 規模 (2) 基礎 (3) 壁体</p> <p>次に掲げる構造の特徴について概略の知識を有すること。  (1) 木造 (2) 鉄骨造  (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造  (5) 型枠コンクリートブロック造  (6) れんが造 (7) 石造</p> <p>構造力学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。  (1) カ (2) 荷重 (3) 応力</p>
<p><b>2 施工法</b>  コンクリートブロック工事に使用する器具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>コンクリートブロック工事の施工設備の種類、用途及び使用方法  コンクリートブロック工事の施工計画</p> <p>コンクリートブロック工事の段取り</p> <p>コンクリートブロック工事の施工方法</p> <p>コンクリートブロック工事の関連工事の種類及び工程</p>	<p>次に掲げる器具及び機械の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。  (1) 掘削用及び締固め用機械 (2) 墨出し用具  (3) やりかた用具 (4) こて (5) レベル  (6) トランシット (7) 鉄筋加工及び組立て用器具及び機械  (8) 切断、穴あけ、はつり用器具及び機械  (9) バイブレーター (10) 荷揚げ用機械  (11) 運搬車 (12) 砂ふるい機  (13) コンクリートミキサー及びモルタルミキサー</p> <p>次に掲げる施工設備の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。  (1) 足場 (2) 給排水設備 (3) 電気設備</p> <p>コンクリートブロック工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。  (1) 施工順序 (2) 工程表の作成  (3) 資材の手配、運搬及び保管 (4) 作業員の配置  (5) 関連他工事との連携</p> <p>コンクリートブロック工事の段取りに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。  (1) 基礎の寸法の点検  (2) 墨出し  (3) やりかた  (4) コンクリートブロックの選定  (5) コンクリートブロックの加工  (6) コンクリートブロック及び縦筋の割付け</p> <p>コンクリートブロック工事の施工方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。  (1) コンクリート及びモルタルの調合方法  (2) 鉄筋の加工及び組立ての方法  (3) 型枠の加工及び組立ての方法  (4) 基礎の施工方法  (5) コンクリートブロックの組積の方法  (6) 埋込み及び裏込めの方法  (7) 目地の施工方法  (8) 壁面の清掃及び防水の方法  (9) 養生の方法</p> <p>次に掲げるコンクリートブロック工事に関連する工事の種類及び工程について概略の知識を有すること。  (1) 鉄筋コンクリート工事 (2) 鉄骨工事 (3) 木工事</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	(4) れんが積み及び石積み工事 (6) 配管工事 (7) 電気工事 (8) 左官工事 (10) タイル工事 (12) 外構工事
<b>3 材料</b> コンクリートブロック工事に使用する材料の種類、規格、性質及び用途	コンクリートブロック工事に使用する材料の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 建築用コンクリートブロック (2) セメント及び骨材 (3) レディーミックストコンクリート (4) 混和材料 (5) 鉄筋、結束線及び溶接棒 (6) 型枠材料 (7) 防水材料 (8) 撥水剤 (9) 門扉等の取付け金具
<b>4 製図</b> 日本工業規格の建築製図通則に定める表示記号 コンクリートブロック工事に関連する建築設計図の種類	建築設計図の関連部分の読図に必要な表示記号について概略の知識を有すること。 コンクリートブロック工事に関連する、次に掲げる建築設計図について概略の知識を有すること。 (1) 配置図 (2) 平面図 (3) 立面図 (4) 断面図 (8) ブロック割付図 (9) 配筋図
<b>5 関係法規</b> 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係法令のうち、コンクリートブロック工事にに関する部分	建築基準法関連法令に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。 (1) 用語の定義に関する規定 (2) 建築物の設計及び工事監理に関する規定 (3) 建築物の敷地及び構造耐力に関する規定 (4) 建築材料の品質に関する規定 (5) 道路及び壁面線に関する規定 (6) 建築物の高さに関する規定
<b>6 安全衛生</b> 安全衛生に関する詳細な知識	1 コンクリートブロック工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物質抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) コンクリートブロック工事に発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他コンクリートブロック工事に安全又は衛生のために必要な事項 2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関連法令（コンクリートブロック工事にに関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。

## 実技試験の範囲

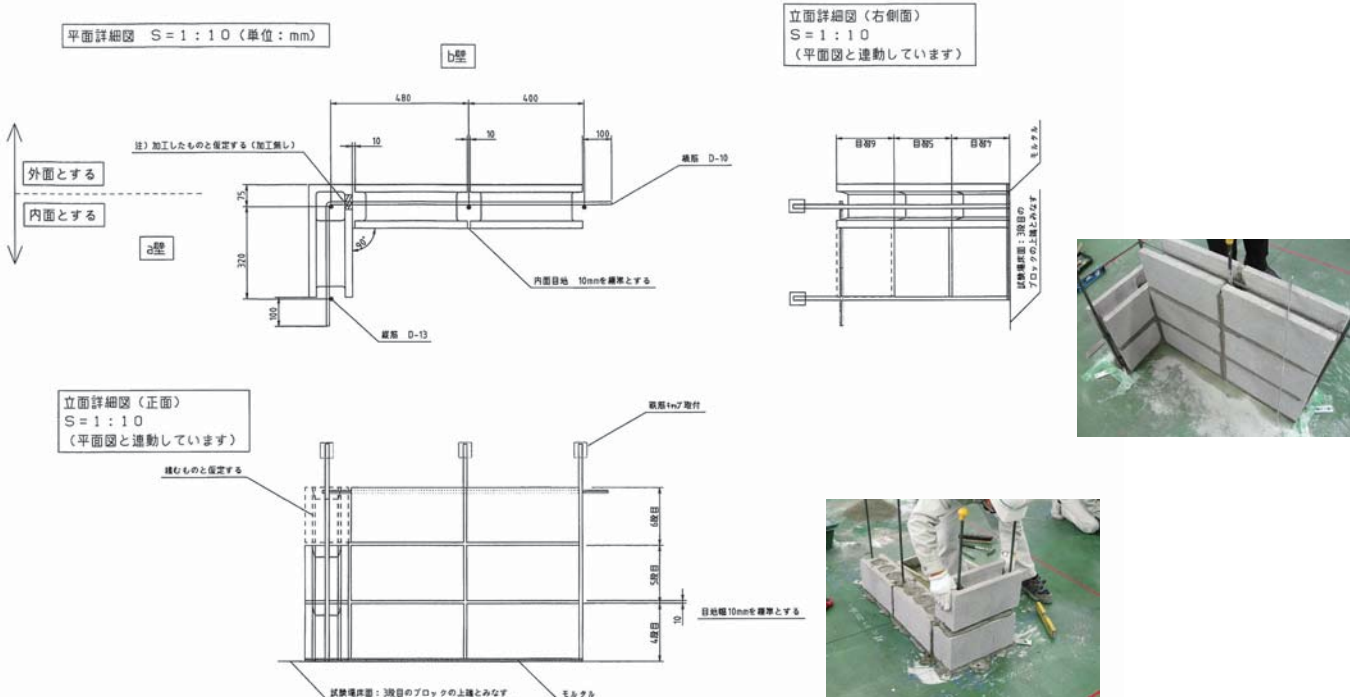
試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<b>コンクリートブロック工事作業</b> コンクリートブロック工事の施工図の作成 コンクリートブロック工事の段取り  コンクリートブロック工事の施工	コンクリートブロック工事の施工図の作成ができること。 1 簡単な墨出し及びやりかたができること。 2 コンクリートブロック及び縦筋の割付けができること。 3 コンクリートブロックの選定ができること。 1 目地モルタル及び充てんコンクリートの調合及び練り混ぜができること。 2 鉄筋の組立てができること。 3 コンクリートブロックの組積ができること。 4 コンクリートの充てんができること。 5 目地すり及び化粧目地仕上げができること。

## 参考 試行（トライアル）試験時の実技試験課題

※以下の試験時間や課題内容は、実際の試験とは異なる場合があります。

試験時間	標準時間：1時間30分	打ち切り時間：1時間45分
試験問題の概要	コンクリートブロック塀のブロック工事（鉄筋加工を含む。）を行う。	

### 施工図



※実際の試験は実技試験と学科試験があり、実技試験の課題は試験日に先立って公表され、学科試験は30問（真偽法）を1時間で行います。

### 合否基準

合否基準は原則として、100点を満点として、実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

### 試験会場

試験会場は、都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

### 受検手数料

- ※ 実技試験 16,500円
- ※ 学科試験 3,100円
- 上記金額を標準額として、各都道府県で決定しています。
- 在校生については、減額措置を講じています。詳しくは都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

### 申し込み方法

受検希望の都道府県職業能力開発協会から受検申請書をお取り寄せいただき、必要事項をご記入の上、申請受付期間内に受検手数料を添えて、都道府県職業能力開発協会へ直接または郵送により申請してください。

※一部の地域を除いてはインターネット申請も受け付けています。詳しくは都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。